

成年後見制度は高齢者の人権を守るか？

齋藤正彦

東京都立松沢病院

現在の成年後見制度は、2000年4月、介護保険の発足と同時に、スタートした。当初、成年後見制度は介護保険制度と共に、高齢社会における個人の自立を助ける車の両輪であると言われた。立法担当者らは、法改正の主旨を、本人の意思の尊重、自己決定権の尊重、ニーナライゼーション等の現代的な理念と本人保護の理念との調和を図りながら、できる限り利用しやすい制度を実現することを目指した、としている(小林・大門2000)。こうした狙いを考慮して、新しい成年後見制度では、公的後見制度の中に補助制度を創設して、障害の軽い人の同意を前提とした保護を可能にし、任意後見制度に関する法的環境を整えて、自分の意思による後見契約を可能にした。法施行から10余年が経過した。我が国の成年後見制度は当初の狙い通り、うまく機能しているだろうか。

昨年、最高裁判所は、家族後見人による被後見人の財産搾取について全国的な調査を行い、2010年6月から11年3月までの10か月間に、18億3千万円の横領が確認されたという衝撃的なデータを発表した。このほか、弁護士による多額の横領事件等も発覚しており、成年後見制度が親族等による障害者の財産搾取の手段となりかねない危うさを露呈している。こうした横領事件に関する調査は、成年後見人等によって家庭裁判所に提出される会計報告の矛盾を探し出す以外に、積極的に監視する方法はなく、上記の数字は、氷山の一角と考えるべきであろう。

こうした制度の危うさにもかかわらず、最高裁

判所の統計によると、家事審判規則によって原則として行うべしと定められた後見、補佐における鑑定省略の件数が2006年以降、激増している。2010年の鑑定実施率は、わずかに10.3%である。くわえて、裁判所調査員による本人の面談、聴取も省略されることが多く、2010年の面談実施率は23%に過ぎない。しかも、東京家裁は本人調査にはできるだけ申立人、または、成年後見人候補者を同席させると明言し、『候補者が同席することにより、本人が本心を言えなくなる可能性は否定できないが、それは、候補者と本人との非言語的なコミュニケーションから推し量れる』という信じがたいコメントをしている。成年後見制度は、どのように言いつくろっても、国民の基本的な人権の制限と引き換えに、財産上の保護が与えられる制度であり、そのために、成年後見人等の選任にあたって厳重な精神鑑定を要件としていたにもかかわらず、裁判所の都合で、いとも簡単に制度が捻じ曲げられて良いものであろうか。上にあげた家族や職業後見人による財産横領事件の頻発と、こうした方法によって審理を簡略化していることとの関係は、十分に検討されてしかるべきである。

このほか、市民後見人の問題、身上監護義務と身上監護権をあえて混同した福祉政策の問題、後見人等の医療同意代行に関する問題など、成年後見にまつわる問題点を総括し、今後のあるべき姿について提言する。